

防 潮 扉 閉 鎖 要 領

川 崎 市 港 湾 局

1 趣旨及び目的

本要領は、防潮扉閉鎖業務に関し必要な事項を定め、閉鎖業務に係る基本方針、閉鎖基準、閉鎖体制及び連絡体制の整備・確立を図ることで、高潮・津波等からの被害を防ぐことを目的とする。

2 防潮扉の位置及び箇所

川崎市において、別紙1のとおり海岸線に沿って海岸保全施設である防潮堤及び代替施設が設置されている。施設延長は、13.5キロメートルであり、防潮扉（陸閘）は32箇所（災害時に閉鎖するのは28箇所）、防潮扉（樋門）は3箇所（災害時に閉鎖するのは1箇所）に設置されている。また、これらの施設は、企業の敷地に設置されていることが多いことから、港湾局との間に覚書を締結している事業者等（以下「事業者等」という。）により防潮扉の閉鎖作業を行っている。（別紙1）

3 防潮扉閉鎖の基本方針

- （1）防潮扉（陸閘）は常時閉鎖を基本とし、開口部を使用しない時間帯は閉鎖状態とする。
- （2）防潮扉（樋門）のうち、浅野1号は常時開放を基本とし、高潮や津波等により閉鎖基準に達する場合は閉鎖状態とする。
- （3）防潮扉の操作をする者は港湾局及び事業者等とする。
また、防潮扉の管理及び閉鎖にあたっては双方が連携して行うこととする。浅野1号については開放についても双方が連携して行う。
- （4）事業者等への閉鎖通報は、閉鎖基準を基に港湾局が行う。

4 防潮扉の閉鎖基準

川崎港における防潮扉の閉鎖基準は、次のとおりとする。

- （1）高潮警報・津波警報・大津波警報が発令された場合
高潮警報・津波警報・大津波警報が発令された場合は、急を要するため港湾局の通報がなくとも事業者等が防潮扉を閉鎖するものとする。
- （2）その他港湾局が指示する場合（別紙2）
風水害による被害が予想される場合は、港湾局が気象情報等を収集し、潮位を予測する。予測潮位が閉鎖基準（別紙2）に達する場合は、防潮扉の閉鎖を決定し、事業者等に閉鎖通報を行う。なお、樋門（浅野1号）については、背後地の溢水を考慮し、閉鎖する時間を調整するとともに開放については、警報が解除された後、開放可能なタイミングで速やかに行うものとする。

5 操作をする者の安全確保

操作をする者は、津波警報又は津波特別警報が発令された場合には、安全を考慮し、気象庁の発表する津波が到達すると予測される時刻、避難に要する時間などを勘案し、退避すべき時刻を経過する前に閉鎖作業を完了し、又は中止し、安全な場所に避難するものとする。

また、操作をする者は、自己の安全が確保されないと判断する場合は、閉鎖又は開門作業を中止し、安全な場所に避難するものとする。

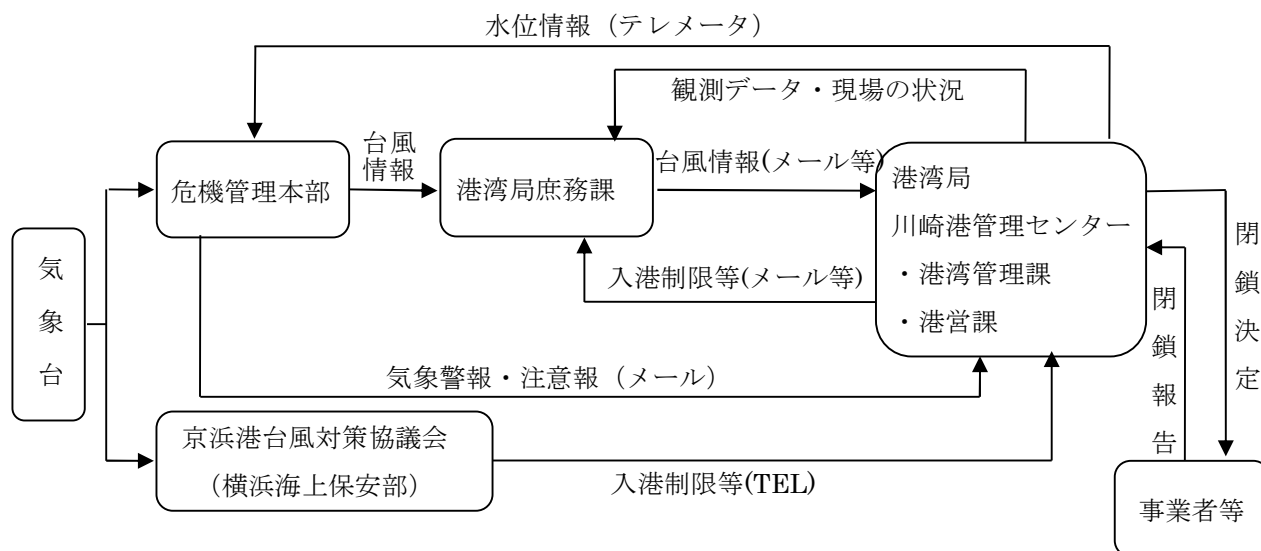
6 防潮扉の閉鎖体制

(1) 風水害対策の場合

ア 台風接近等に伴う気象情報に関する連絡体制

港湾局は、気象台や庁内関係部所における既存情報の有効活用や関係機関との協力により、閉鎖決定の判断に必要な情報が得られるよう、次の連絡体制をとるものとする。

港湾局が閉鎖決定の判断をした場合、速やかに事業者等に閉鎖通報を行う。



イ 防潮扉閉鎖に係る事務フローチャート

閉鎖業務は、港湾局が関係者の綿密な連絡と協力のもとに次により行うものとする。

また、土日祝日に台風接近等により潮位が閉鎖基準に達すると予測される場合は、下表に基づき平日の営業時間中に閉鎖の決定を行い、事業者等に閉鎖通報を行う。

ただし、台風の接近は予測が困難であることから、下表に基づきつつ、臨機応変に対応する。

なお、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合は、局長を港湾部長と、港湾管理課を港営班と読み替える。

(ア) 平日版

状 況		川崎市港湾局		事業者等
		局・部長	港湾管理課 (港営班)	
台風が発生・接近			連絡調整及び 情報収集	
上陸・最接近 数日前 (3～1 日前)	高潮警報の発令 又は 防潮扉の閉鎖基準 に達すると 予想される場合		防潮扉閉鎖の検 討・発議	(閉鎖見込の 場合) 防潮扉閉 鎖体制の確保
上陸・最接近 前日 (1 日前)		防潮扉閉鎖 の決定	防潮扉閉鎖決定 の通報 及び 防潮扉閉鎖	閉鎖対応 及び 閉鎖連絡
上陸・最接近 前日～直前 (浅野 1 号は 直前対応)		閉鎖状況 の確認 閉鎖状況 の確認	防潮扉閉鎖報告 (第 1 報) 閉鎖状況確認 閉鎖報告	
上陸・最接近				
上陸・通過後 (浅野 1 号は 警報解除後)		開放状況 の把握	防潮扉開放 ↓ 開放状況 確認・報告	防潮扉開放 ↓ 開放報告

(イ) 土日祝日版

状 況		川崎市港湾局		事業者等
		局・部長	港湾管理課 (港営班)	
台風が発生・接近			連絡調整及び 情報収集	
上陸・最接近 数日前	高潮警報の発令 又は 土日祝日に防潮扉 の閉鎖基準に 達すると予想され る場合		防潮扉閉鎖の 検討・発議	(閉鎖見込の場 合) 防潮扉閉鎖体 制の確保
上陸・最接近 前営業日		防潮扉閉鎖 の決定	防潮扉閉鎖決 定の通報 及び 防潮扉閉鎖	閉鎖対応 及び 閉鎖連絡
上陸・最接近 前営業～直前 (浅野 1 号は 直前対応)		(営業日中) 防潮扉閉鎖 状況確認	防潮扉閉鎖報 告 (第 1 報) 閉鎖状況確認	
上陸・最接近		防潮扉閉鎖 状況確認	閉鎖の報告	
上陸・通過後 最初の営業日 (浅野 1 号は 警報解除後)		開放状況の 把握	防潮扉開放 ↓ 開放状況 確認・報告	防潮扉開放 ↓ 開放報告

(2) 津波対策等の場合

閉鎖業務は、港湾局が関係者の綿密な連絡と協力のもとに次により行うものとする。

なお、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合は、局長を港湾部長と、港湾管理課を港営班と読み替える。

状 況	川崎市港湾局		事業者等
	局・部長	港湾管理課 (港営班)	
地震等の発生		連絡調整及び 情報収集	
動員が発令され津波対策（津波 注意報等）が必要と思われる場合		防潮扉閉鎖 の検討・発議	閉鎖対応 及び 閉鎖連絡
	防潮扉 閉鎖 の決定	防潮扉閉鎖決定 の通報 及び 防潮扉閉鎖	
	防潮扉 閉鎖状況 の把握	閉鎖状況確認 閉鎖報告 未閉鎖扉の 閉鎖・報告	

(3) その他異常潮位等の場合

その他、異常潮位等で閉鎖基準に達するおそれがあると判断した場合は、上記 6

(1) 風水害対策の場合の対応に準じた対応をとるものとする。

7 施行期日

この要領は、平成 5 年 1 0 月 1 4 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

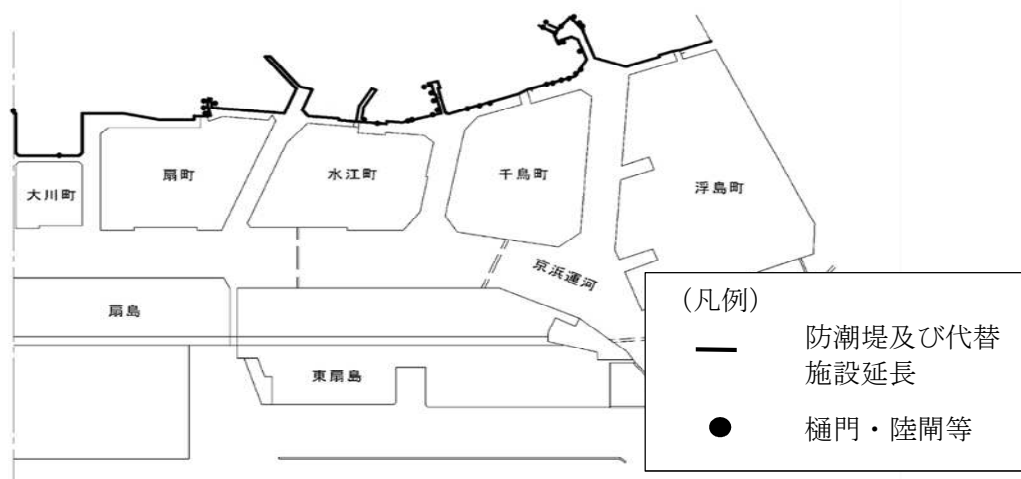
この改正要領は、平成 2 6 年 2 月 2 4 日から施行する。

この改正要領は、令和 4 年 9 月 1 2 日から施行する。

別紙1

防潮扉一覧表

川崎港防潮堤築造位置図及び防潮扉位置図



地区名	名称	形式	開閉者	備考
白石町地区				
1	7号	樋門	東亜建設工業	常時閉鎖
2	12号	引戸	日本ダスト	常時閉鎖
3	16号	招き扉		水圧により自動開閉
南渡田地区				
4	11号	引戸	中商	
5	11”号	引戸	中商	
6	11’号	角落し	カボック	
浅野町地区				
7	1号	樋門	デイ・シイ	
夜光町地区				
8	0号	角落し	港湾管理課	常時閉鎖
9	3号	引戸	日本食塩製造	
10	5号	引戸	大建	
11	6号	引戸	大建	
12	7号	引戸	東洋ガラス	常時閉鎖
13	7’号	引戸	東洋ガラス	常時閉鎖
14	8号	引戸	東西オイルターミナル	
15	9号	引戸	東西オイルターミナル	
16	10号	引戸	南部リサイクルセンター	
17	13号	引戸	港湾管理課	
18	15号	片開	ENEOS株式会社	
19	16号	片開	ENEOS株式会社	
20	17号	片開	ENEOS株式会社	
21	21号	引戸	旭化成	
22	22号	引戸	旭化成	
23	22’号	引戸	旭化成	
24	23号	引戸	旭化成	
25	23’号	自在	旭化成	
26	23”号	片開	旭化成	
27	26’号	片開	旭化成	
28	30号	角落し	旭化成	
29	31号	角落し	旭化成	
30	32号	片開	東亜建設工業川崎作業所	
31	33号	片開	東亜建設工業川崎作業所	
32	35号	引戸	東亜建設工業川崎作業所	
33	40号	引戸	根本造船	
34	41号	角落し	日本冶金	港湾管理課で対応
35	42号	角落し	日本冶金	港湾管理課で対応

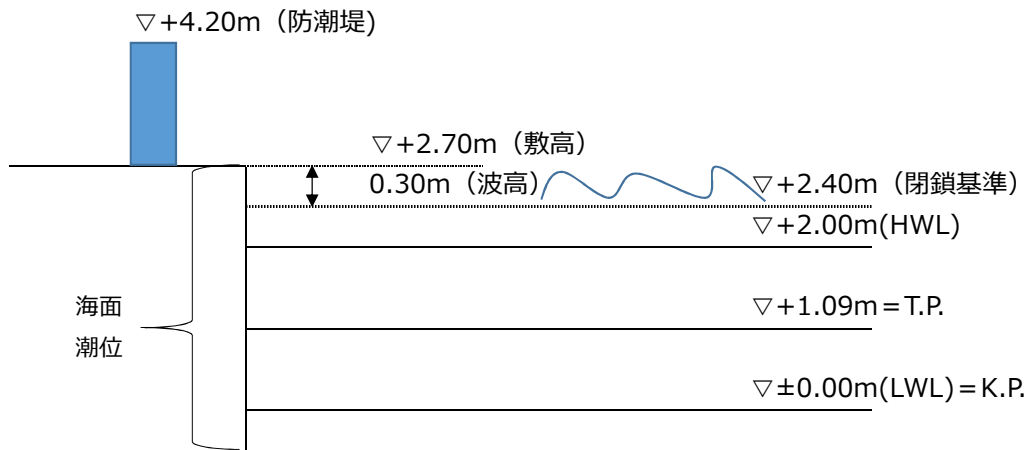
防潮扉の閉鎖基準の考え方について

【閉鎖基準】

○川崎港内の陸閘型の防潮扉のうち、最も低い敷高（K.P. + 2.70m）から波高0.30mを考慮し、

K.P. + 2.40mを閉鎖基準として統一する。

（K.P.+2.70m - 0.30m = K.P.+2.40m地点）



※用語について

- ・ K.P.…川崎港の水位基準（干潮時）。0m地点
- ・ T.P.…日本での標高を表すための基準。K.P.から+1.09mの地点
- ・ LWL, HWL…川崎港の干潮、満潮。LWLは0m地点、HWLは天体潮位差最大+2.00m地点
- ・ 波浪…海面から上がる波の高さ。設計条件より0.38m追加。
- ・ 敷高…閉鎖基準を決めるための高さ。

防潮扉（浅野 1 号）の閉鎖基準の考え方について

【閉鎖基準】

○川崎港内の防潮扉のうち、浅野 1 号（樋門）に関しては、逆流した海水が溢れることが予想されるため、K.P+2.25mを下图のとおり 閉鎖基準とする。

なお、背後地の溢水を考慮し、開放については、警報が解除された後、解放可能なタイミングで速やかに行うものとする。

